

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年4月21日

住所 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5
名称 水島エコワークス株式会社
代表取締役 藤井 和夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

倉敷市長 伊東香織



許可の年月日	平成26年1月31日	許可番号	第(12)-K01号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったもの、ポリ塩化ビフェニルの濃度が5,000mg/kg以下の廃油) (2) ポリ塩化ビフェニル処理物(1)を処理したもの、又はポリ塩化ビフェニルの処理物のうちその濃度が5,000mg/kg以下の廃油)		
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通一丁目14番5		
処理能力	8.84 m ³ /日(24時間) (4.42 m ³ /日×2炉)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。		